

自治労連の提言(案)

憲法と地方自治を守りいかし、 安心して住み続けられる地域をつくろう

日本自治体労働組合総連合 2019年2月

いま地域では、住民が安心して住み、働き続けられるように、防災体制の確立、福祉・医療の充実、中小商工業・農業の振興、住民自治の拡充が求められています。住民が全国のどこに住んでいても憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」(25条)が平等に保障されなければなりません。憲法9条を守りいかして、平和を守り、日本を再び戦争する国にさせないことも不可欠です。

自治労連は、憲法と地方自治を守りいかし、安心して住み続けられる地域をつくるために、必要と考える政策や要求を提言(案)としてまとめました。地域の住民、中小商工業者、農林漁業者、自治体関係者のみなさんと、一致できることから、実現に向けて力を合わせたいと考えています。ぜひお読みいただき、ご意見をお寄せください。

CONTENTS

I. 安心して住み続けられる地域をつくるために、いま必要なことは

II. 自治労連の提言(案)

●提言1

国は、憲法に基づくナショナルミニマムを確保し、平和と民主主義、地方自治を守る

●提言2

地方自治体は、憲法を住民のくらしにいかし、「住民の福祉の増進」を図る役割を発揮する

私たちは全国の市役所、町村役場、都道府県庁や公共施設など自治体の公務公共サービスで働く
正規・非正規の労働者でつくる労働組合です。

 **自治労連**

日本自治体労働組合総連合

〒112-0012 東京都文京区大塚 4-10-7 自治労連会館
TEL 03 (5978) 3580 FAX 03 (5978) 3588
Email : jichiroren@jichiroren.jp
URL : <https://www.jichiroren.jp/>

I 安心して住み続けられる地域をつくるために、いま必要なことは

1. 災害から住民の安全を守る防災体制を確立する

全国各地で大規模な災害が発生しています。住民本位の復旧復興を進めるとともに、南海トラフ地震や温暖化による台風・豪雨など、災害に備える防災体制を確立することが必要です。被災地では、自治体職員は自ら被災しながらも不眠不休で復旧復興に懸命な努力を続けています。しかし、これまでの市町村合併や公共施設、庁舎の統廃合、自治体職員の大幅な削減と非正規雇用の拡大、民間委託などにより、災害に十分な対応ができず、被災者の救援、復旧復興に支障をきたしている地域が少なくありません。国が定める消防力（装備、消防職員の配置）の基準に満たない自治体も多くあります。避難所や仮設住宅の設備は、国際基準に照らしても劣悪で、被災者の健康、生活環境、プライバシーに配慮した改善が必要です。防災・災害対応の拠点となる自治体庁舎、公共施設を耐震化するとともに、災害に充分に対応できる自治体職員を確保しなければなりません。消防も一律的に広域化するのではなく、地域の実態

に見合った体制を再構築することが重要です。異常な気候変動をもたらす地球温暖化を防止する取り組みを進めることも求められます。

また、地震や津波が頻発する日本では、一度事故を起こせば甚大な被害をもたらす原発の設置・稼働は行うべきではありません。原発立地・周辺の自治体では、原発事故避難計画が策定されていますが、多数の住民を短時間で安全かつ確実に避難させることが極めて困難になっています。茨城県の東海第二原発の再稼働をめぐることは、地元自治体の同意を、原発が立地する東海村に加えて、周辺の市町にまで拡大する協定が電力会社との間で結ばれています。原発の再稼働には、世論調査でも「反対」が6割以上に達しています。原発ではなく、再生可能エネルギー政策への転換が求められますが、当面、原発事故から住民の安全を守る実効ある避難計画の策定が必要です。

2. 大企業と富裕層に応分の負担を求め、社会保障を充実する

政府の2019年度予算案では、防衛費が7年連続で増額して、過去最高額に膨れ上がりました。その一方で社会保障費は年々削減され、「全世代型社会保障改革」の名で、医療、介護、保育、生活保護、年金などが全面的に削減されています。国は、保育や学童保育の人員配置や施設面積の最低基準を緩和し、学童保育では指導員1人の配置を容認するなど、子どもの安全を守る責任を後退させています。地域医療をめぐることは、各地で入院ベッドの削減、医療機関の再編・統廃合などの動きが広がっています。公立病院は「地域医療構想」と「新公立病院改革ガイドライン」の具体化により、公立病院の統廃合、地方独立行政法人化などの動きが現れています。この上、消費税が10%に引き上げられれば、国民の負担はますます増大し、地域の疲弊、貧困と格差がさらに拡大します。

社会保障を充実し、社会保障と地方財政の財源を確保するためには、税金の集め方、使い方など国の財政のあり方を抜本的に改善することが必要です。財政は本来「所得の再分配」という機能を持っています。所得の大きい大企業

や富裕層が応分の税金や社会保険料を負担し、それを社会保障給付などの形で国民に還元して、所得の低い人であっても、憲法に基づく基本的人権を平等に保障するのが財政の役割です。国の責任で福祉や安全の最低基準（ナショナルミニマム）が確保されなければなりません。史上最高の利益をあげている大企業や、アベノミクスで莫大な資産を得ている富裕層に応分の負担を求め、防衛費やムダな大型開発への支出を見直して、消費税増税によらない財源確保を図るべきです。

地方自治体は、厳しい財政の中でも、子どもの医療費の無料化、子育て支援の充実など、独自の施策を実施しています。子育て支援に力を入れている自治体では、若者が移住し、人口減少をくい止めています。地方団体は、国に対して、地方交付税の法定率の抜本的な引き上げ、国の責任と負担による子どもの医療費無料化など、住民の利益を代表して国に財源保障を求めています。地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法1条の2）役割が発揮できるように、国は財源を保障すべきです。

3. 中小商工業・農業の振興、良質な雇用を確保する

多国籍大企業の利益を最優先する政治のもと、地域経済を支える中小商工業や農林水産業は困難を極めています。

TPP11、日米FTA、日欧EPAなどに加え、消費税が10%に増税されれば、地域経済が壊滅的な打撃を被るおそれが

あります。大企業の誘致頼みの施策では、収益が地元に戻されず、企業の都合による突然の撤退も起こります。カジノ誘致は地域の振興にはつながらず、ギャンブル依存症などで地域を一層荒廃させるものです。

労働法制の規制緩和で青年を中心に非正規雇用が広がり、「結婚ができない」「子どもを産み育てられない」という労働者が増えています。2018年の地方最低賃金審議会の答申は、中央最低賃金審議会の目安額を23地方が上回りました。人口流出に危機感を持つ山形県や福井県、全国知事会も「全国一律最低賃金制度」の必要性を主張しています。国は全国一律の最低賃金制度を確立し、中小企業への抜本的な支援策を講じることが必要です。今後増大する外国人労働者についても、地方自治体が福祉や教育などについて十分な体制で受け入れられるように国は必要な支援を行う

べきです。

地域経済を振興するには、中小商工業、農林水産業を振興し、安定した良質の雇用を確保するとともに、地域にある資源、技術、人材をいかし、地産地消・地域循環型の経済を築くことが必要です。再生可能エネルギーを住民、地元事業者が主体となって進め、原発に依存しない地域経済への転換をめざすべきです。中小企業振興条例や公契約条例を制定するなど、地元の中小業者を支援する独自の施策を展開している自治体では、地域に元気と活力を生み出しています。農山漁村地域でも、地元で獲れた農林水産物でブランド製品を開発し、新規就労者への支援を行っている自治体では、都会から若者が移住するなど、魅力ある地域づくりに結びついています。

4. 「地方自治の本旨」をいかし、自治体の機能と役割を発揮する

人口減少などで地域が疲弊している最大の原因は、これまでの政府が、多国籍大企業の利益を増やすことを最優先に、地域の雇用や社会保障、地方自治を破壊する「構造改革」により、市町村合併と公共施設の統廃合、「三位一体改革」による地方財政の削減、自治体職員の大幅な削減と非正規化、民間委託などを推進し、地域間の格差を拡大させてきたことにあります。

政府は今後も「構造改革」をさらに進めようとしています。地方交付税を民間委託の経費で算定するトップランナー方式を導入したり、「行革努力」を反映する算定を行うなど、地方財政を通じて民間委託や人員削減を誘導、強要しています。国が地方自治体にアウトソーシングを押し付けることにより、水道事業を民間企業に売却したり、自治体が行う業務の大部分を包括して民間企業に委託する自

治体も一部であらわれています。

総務省は昨年7月、「自治体戦略2040構想研究会」報告を発表し、①A Iを使った自治体職員の半減化、②住民福祉への公的責任の縮小、放棄、③公共施設や住民サービスの「圏域」への統合などの再編策を打ち出し、「構造改革」を新たな形で進めようとしています。国が主導して、地方自治体の機能や権限を奪うのは、地方自治を踏みにじるものです。

住民が、いま住んでいる地域で、安心して住み続けられるためには、住民自治の機能を高め、住民に身近な地方自治体の行政を実現することが求められます。国主導による地方自治の再編を許さず、住民、地方自治体関係者が力を合わせて住民本位の自治体行政を実現させる取り組みが必要です。

5. 憲法9条をいかし、平和と民主主義、住民の基本的人権を守る

安倍政権がねらう憲法9条への自衛隊明記は、戦争放棄を定めた9条を死文化させ、災害復旧を担っている自衛隊を、海外での際限のない戦争に駆り立てることとなります。政府が戦争を起こせば、地方自治体は国民保護法制などを通じて戦争への協力を強いられます。

米軍基地により、各地で住民の安全・安心が脅かされています。沖縄県民の民意を踏みにじて辺野古に米軍新基地建設を強行する政府のやり方は地方自治を踏みにじる暴挙と言わなければなりません。イージス・アショアやオスプレイの配備、米軍機の飛行訓練に対して、各地の自治体から抗議の声が噴出しています。全国知事会は、日米地位協定を抜本的に見直し、事件・事故時の自治体職員の立入の保障や、飛行場周辺における航空機騒音規制措置など負担軽減が図られるための運用等を求める提言をまとめ、日米両政府に実行を求めています。

核兵器の廃絶を求める「ヒバクシャ国際署名」は昨年ま

で800数十万人の国民が署名し、政府に署名や批准、参加を求める地方議会の意見書が、岩手、長野、三重、沖縄県議会をはじめ300を超える地方議会で決議されています。戦争する国づくりに動き出している政府に対して、地方自治体は、歯止めをかける役割が求められます。

民主主義をめぐるのは、住民が憲法9条や原発、人権をテーマに集会を催すことについて、「政治的中立の確保ができない」ことなどを理由として、公共施設の利用を制約したり、これまで行ってきた後援や共催を取りやめる自治体があられています。一方で、高知県のように「公益に資する県民の自由な議論の場を応援するのが県の立場」として積極的に後援する自治体もあります。住民が、平和や人権の問題について、自ら考え、行動する機会を増やし、住民自治の力を高めるために、地方自治体は住民の自主的な取り組みの場を保障し、支援を行うことが必要です。

6. 自治体職員が「全体の奉仕者」の役割を発揮できる職場をつくる

全国の地方公務員数は1994年の328万人から、2017年は274万人（総務省調査）へと、大幅に減らされています。国が地方自治体に対して、数値目標までかかげさせて職員の削減を押し付けた「集中改革プラン」が、自治体職員の大幅な減少をもたらしました。職場では異常な長時間労働が蔓延し、職員の健康破壊も深刻です。パワハラやセクハラなど人権侵害も一部で横行しています。業務に見合った人員を確保し、実効ある労働時間の規制を行うとともに、職場に民主主義と人権が保障されなければなりません。

正規職員が削減される一方で、劣悪な賃金・労働条件で働く非正規職員、民間委託や指定管理者制度により民間に働く労働者が増えています。民間委託をした業務では、コスト削減を優先することにより、契約途中での民間企業の撤退、業務に必要な専門性や継続性の喪失、偽装請負など

の法令違反、住民の個人情報の漏えいなどの問題が発生しています。自治体が責任を持つべき住民サービスは、直営・正規職員で行うべきです。

また近年、一部の政治家や地方議員などにより、公務員の人件費削減を執拗に煽り、「公務員バッシング」で住民と自治体職員の「対立」を描き出す政治が行われています。恣意的な人事評価制度により、職場に競争と分断が持ち込まれ、自治体職員が協力して職務に当たるのが困難な状況も生まれています。地方自治体に働く職員は、「全体の奉仕者」（憲法15条）の役割を担う公務員です。住民サービスを低下させるような人事管理を行わず、自治体に働く職員が住民のための仕事に安心して専念できる職場づくりが必要です。

地方自治を破壊に導く 総務省「自治体戦略2040構想研究会」報告

総務省は昨年7月、今後の地域、地方自治体のあり方を示す「自治体戦略2040構想研究会」第2次報告書を発表しました。この報告書をもとに現在、安倍首相の諮問機関である「第32次地方制度調査会」で法制化などの検討が行われています。報告書は、地域の衰退をもたらした原因である「構造改革」をさらに推し進め、以下に述べるように、地域と地方自治を破壊に導くものです。

●AIを使って、自治体職員を半減化

「破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなすスマート自治体」へ転換するとし、「従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要」としています。科学技術を住民福祉のために活用することは必要ですが、住民の安全・安心、基本的人権を守る業務には自治体職員のマンパワーが不可欠です。自治体職員の半減化を目的にしてAI化を進めれば、住民サービスの深刻な低下を招きます。

●住民福祉への公的責任を縮小、放棄させ、住民に自己責任を押し付ける

「公共私によるくらしの維持」として、自治体を「新しい公共私相互間の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダーに転換する」としています。「住民福祉の増進を図る」地方自治体の公的責任を縮小、放棄させ、自治体が実施すべき住民サービスを民間企業などに丸投げし、福祉を住民の自己責任に押し付けるものです。

●公共施設や住民サービスを「圏域」に統合

「個々の市町村が行政のフルセット主義（文化・教育・福祉など公共サービス提供のための施設等を全て自らが整備し、保有していこうとする考え方）から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにする」として、公共施設や住民サービスを広域な「圏域」に統合するとしています。地方自治体の行政が、ますます遠ざけられ、市町村合併の時以上に地域の衰退を招きます。

地方団体会長や日弁連からも、危惧、批判の意見が

報告書に対しては、地方団体からも「地方創生に頑張ろうとしている努力に水を差すもの」（全国市長会会長）、「上からの押し付けでなく、選択可能な制度や仕組みが準備され、自治体が自ら選択・実行できることが重要」（全国町村会会長）など、懸念が表明されています。日弁連も「憲法上の保障である地方自治の本旨との関係で、看過できない」と意見を述べています。

II 自治労連の提言（案）

提言1

国は、憲法に基づくナショナルミニマムを確保し、平和と民主主義、地方自治を守る

(1) 災害から国民の安全を守るために、防災体制を充実する

- ①災害が発生した時に、初動から迅速に国民を救援できるように防災行政を充実する。地方自治体が防災・災害に対応する自治体職員を確保できるように支援する。
- ②消防職員、設備などの消防力が充足するように必要な支援を行う。消防の広域化を押し付けず、市町村を基本とした消防体制が充実するように支援する。
- ③国の観測体制を整備し、必要な人員を配置する。土石流発生や堤防決壊、液状化被害など危険箇所の点検と対策を進める。
- ④避難所、仮設住宅等の設置と運営にあたっては、被災者の尊厳と基本的人権を守り、健康、生活環境、プライバシーに配慮する。
- ⑤被災者生活再建支援法の支援金を300万円から500万円に引き上げ、対象を半壊などに広げる。被災者の医療、介護などの負担を免除する。
- ⑥被災した中小商工業者の事業用施設・設備などを直接支援の対象とする。被災した農地の補修、畜舎、漁港の再建はじめ、農畜産業・林業・漁業の再建支援を強化する。
- ⑦被災者の自立の障害となっている二重ローンの負担を軽減する。被災住宅の被害判定を改善し、浸水被害・液状化などの被害にも対応し、失われた住宅の機能を反映する基準とする。
- ⑧野党が共同で国会に提出している「原発ゼロ基本法」を成立させ、原発をなくす。
- ⑨地方自治体において実効ある原発事故避難計画および避難者の受入れ計画が策定されるように、国として財政、技術、人員など必要な支援措置をとる。
- ⑩原発の再稼働についての地元同意を、少なくとも避難計画の策定が義務付けられている周辺自治体まで拡張するように、国として必要な措置をとる。
- ⑪地球温暖化を防止するため、パリ協定に基づき、CO₂削減へ実効ある施策を行う。

(2) 応能負担の原則で税制を改革し、社会保障を充実する

- ①大企業や富裕層に応分の負担を求め、税の応能負担原則に基づく税制に改革する。国民生活や中小業者等に深刻な打撃を与える消費税の10%増税は中止する。
- ②地方自治体において保育料、子どもの医療費、学校給食費等の無料化が促進されるように財政支援を行う。子どもの医療費助成を実施する地方自治体への補助金カットなど不当なペナルティは課さない。国民健康保険への国庫補助を増額する。
- ③保育・学童保育施設の設置、保育士・学童保育指導員の配置について、子どもの安全と保育の質を確保する最低基準を定め、遵守を義務づける。地方自治体において、公立保育所・学童保育所が継続して実施できるように必要な地方財源を保障する。
- ④児童虐待を防止するために、地方自治体が児童相談所の機能を強化し、相談員など必要な人員が確保できるよう財政措置をはじめ必要な支援を行う。
- ⑤国民の生存権を保障する要となる生活保護制度について、生活扶助や住宅扶助など生活保護基準の引き下げは行わず、拡充する。
- ⑥介護保険適用外の拡大を行わず、特養ホームを増やすなど介護保障制度を拡充する。
- ⑦障害者福祉施策を拡充し、障害者の暮らしと人権を守る。
- ⑧全額国庫負担による最低保障年金制度を創設し、無年金者をなくす。低額年金者への加算を増やし、若者が将来に希望の持てる制度にする。
- ⑨保健所をはじめとした公衆衛生行政を拡充強化する。
- ⑩介護・医療職員、保育士、学童保育指導員の賃金・労働条件を改善し、人材不足を解消する。
- ⑪「新公立病院改革ガイドライン」「地域医療構想」等の押し付けによる、自治体病院の統廃合・移譲、運営形態の見直し、医療サービスの切り捨てを行わず、医療体制を整備・拡充する。

(3) 中小商工業、農林水産業への支援を 強め、安定した良質な雇用をつくる

- ① 不要不急の大型公共事業、大規模開発、カジノ誘致をやめ、生活道路や橋梁の整備、学校や公共施設の耐震化・維持補修など、住民の生活に密着した公共事業を進める。
- ② 全国一律最低賃金制度を制定する。最低賃金は少なくとも時給1000円以上に引き上げ、都道府県ごとの格差を是正する。
- ③ 中小企業が「経済を牽引する力であり、社会の主役」（中小企業憲章2010年閣議決定）であることを踏まえ、大企業に手厚い産業政策から中小企業を支援する政策に転換する。中小企業における社会保険等の負担を軽減する。
- ④ 地方自治体において、小規模工事登録制度や住宅改修助成制度、中小企業振興条例が普及、促進されるように支援する。地場産業や農林水産業、観光など、地域の資源、技術をいかした産業を土台に、地産地消、異業種の交流など生産者と消費者のネットワーク、地域経済循環の仕組みづくりが進められるよう援助する。
- ⑤ 農林畜産水産業を基幹産業に位置付け、家族経営農家に対する価格保障、所得補償制度を充実し、農業の担い手の確保、耕作放棄地の解消、地域農業の振興を図る。TPPから撤退し、食料の海外依存政策をやめて農林水産物の輸入を規制する。主要農作物の種子の確保にむけ、廃止された「主要農作物種子法」を復活する。
- ⑥ 再生可能エネルギーについて、電力会社の買取抑制を認めず、全量の買い取りを義務化させて、普及の拡大を図る。
- ⑦ 国家戦略特区による規制緩和の促進をやめ、大型小売店の無秩序な出店と撤退を規制し、地方自治体において消費者や地域の中小商工業者の意見が反映されたまちづくりが推進されるよう援助する。
- ⑧ 労働法制の規制を強め、不安定雇用や長時間過密労働をなくし、恒常的な仕事は雇用期間の定めのない正社員が担えるようにする。公契約法を制定し、公共事業や委託事業等に従事する中小企業に適正な請負金額を保障し、労働者に適正な賃金が支払われるようにする。
- ⑨ 外国人労働者の基本的人権を保障し、安定した雇用で働けるようにするとともに、地方自治体の受け入れ体制が整備できるように必要な支援を行う。

(4) 自治体が「住民の福祉の増進」を 図る役割を発揮できるように支援する

- ① 地方自治を守り、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図る役割が発揮できるように、財源保障をはじめ必要な措置を行う。
- ② 地方交付税は財源保障と財政調整の機能を併せもつ制度として充実する。地方交付税の法定率を抜本的に引き上げる。「行革努力」を反映させる算定を行わず、民間委託や指定管理者制度などアウトソーシングの経費で基準財政需要額を算定するトップランナー方式は廃止する。

- ③ 地方自治体が責任を持って実施すべき住民サービスは、直営で行うことを基本とし、民間委託、指定管理者制度、水道事業の民営化などのアウトソーシングは押し付けない。地方自治体がアウトソーシングした業務を通常に戻せるよう支援する。
- ④ 国の役割を外交、防衛等に限定し、国民の福祉に対する国の公的責任を放棄する道州制は導入しない。地方自治体の業務の「圏域化」や広域化、市町村合併を押し付けない。
- ⑤ 都道府県は、市町村への支援、市町村を越える広域的な行政課題への対応、国政への意見発信など広域自治体の役割及び機能を充実させる。
- ⑥ 地方自治体における首長と議会の二元代表制について、主権者である住民の意見や声を反映し、チェックアンドバランスの機能が十分に発揮できるように支援する。

(5) 憲法9条を守りいかし、平和外交、 核兵器廃絶へイニシアチブを発揮する

- ① 日本国憲法を尊重擁護し、9条への自衛隊明記など憲法条文の改定は行わない。
- ② 国際紛争は、国連安保理決議に基づき、「対話による平和解決」をはかるよう関係諸国に働きかける。
- ③ 唯一の被爆国として、国連の核兵器禁止条約（2017年）を署名・批准し、核兵器の廃絶に向けて国際的なイニシアチブを発揮する。
- ④ 安保法制（戦争法）、秘密保護法、共謀罪法を廃止する。集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」を撤回する。
- ⑤ 日米地位協定の抜本的な見直し、オスプレイの飛行、低空飛行訓練の中止をアメリカ政府に求める。
- ⑥ 沖縄の民意を踏みにじる辺野古への新基地建設を中止する。普天間基地は無条件に即時撤去する。

(6) 自治体職員が「全体の奉仕者」の 役割を発揮できるように支援する

- ① 自治体職員が「全体の奉仕者」（憲法15条）の役割を発揮し、住民のために安心して働ける賃金・労働条件を確保できるように、地方自治体に必要な財政措置を行う。
- ② 自治体職員の長時間・過密労働を解消するため、各自治体が業務量に見合った職員を配置できるように国として財政的な措置を講じる。
- ③ 自治体職員の給与について、給与の抑制と地域間格差の拡大により自治体の人材確保が困難になるなどの矛盾や問題を解消するため、国の給与制度や水準の地方への押し付けをやめる。労使交渉に基づく自主的な賃金決定に干渉しない。
- ④ 会計年度任用職員の導入や現行の臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な財源を国の責任で保障する。
- ⑤ AIの導入については、住民の福祉の増進を図り、自治体職員の労働条件を改善させることを目的とし、導入の是非も含め、それぞれの地方自治体の労使において自主的に取り扱うようにする。

地方自治体は、憲法を住民のくらしにいかし、 「住民の福祉の増進」を図る役割を発揮する

(1) 自治体の防災体制を強化し、 安全・安心の地域をつくる

- ①災害が発生した時に、初動から迅速に住民を救援できるように防災行政を充実する。防災・災害に対応する自治体職員の体制を確立する。
- ②消防職員、設備などの消防力を充足させる。地域に身近な消防体制を弱める広域化は行わない。
- ③給食、学校用務、清掃などに従事する現業職員が、災害時において、避難者への配食、避難所となる小中学校等の施設管理、災害廃棄物の処理や避難通路の確保など、専門性をいかして避難者の生活支援ができるようにする。
- ④すべての住宅の耐震診断・耐震補強の検査・改修工事を促進する。耐震改修を進めるために、住宅改修助成制度を設ける。学校、病院、社会福祉施設、公民館など集会施設等の耐震診断と耐震補強を行う。
- ⑤地域防災計画を見直し、高齢者や障害者をはじめ、住民の安全を確保する防災対策を強化する。小中学校、公民館、集会所などを災害時の避難施設に位置付け、住民が徒歩ですぐに避難できる身近な場所に設置する。
- ⑥地震・津波や火山噴火、集中豪雨など気象の観測・監視や連絡体制を国・自治体ともに強化する。住民に避難情報を的確に伝達できるように体制を確立する。
- ⑦中小土木建設業者が、災害廃棄物の撤去、ライフラインの復旧、住宅改修など復旧復興を担えるように支援する。
- ⑧長周期地震動や地盤の液状化などへの対策を強化する。交通やガス・上下水道などライフライン施設、河川堤防、がけ崩れや土石流などの危険箇所、老朽化したため池など、災害危険箇所の点検を急ぎ、必要な補強・補修を行う。石油コンビナートなど大都市圏の臨海部の安全対策を国と協力して進める。
- ⑨被災者の生活再建へ、国の基準に上乗せをした支援金を支給する。被災者の医療、介護などの負担を免除する。
- ⑩実効ある原発事故避難計画および避難者の受入れ計画を国と連携して策定する。原発の再稼働についての地元同意を、少なくとも避難計画の策定が義務付けられている周辺自治体まで拡張するよう国と電力会社に求め、実効ある安全協定を締結する。
- ⑪原発の再稼働、新增設を許さず、原発が立地する地域、自治体では、原発によらない地域経済、自治体財政の確立に努める。
- ⑫地球温暖化を防止するため、パリ協定に基づき、CO₂削減へ実効ある施策を行う。

(2) 定住促進へ、子育て支援、 福祉・医療を充実する

- ①地域の子育てサポート体制の整備など、子育て支援制度を強化する。認可保育所を増設して、待機児童を解消する。すべての保育施設で保育の質の維持・向上を進める。保育の実施主体として公立保育所の運営に責任を持つ。就学援助を充実させ、ひとり親家庭への支援を強化する。
- ②子どもの医療費助成を拡充する。18歳まで通院、入院とも無料にできるようにするなど、制度を充実させる。
- ③児童虐待を防止するために、児童相談所の機能を強化し、児童福祉司、相談員など必要な人員を確保する。
- ④保育士・学童保育指導員の待遇改善を図り、子どもの安全を確保する人員を配置する。
- ⑤少人数学級、学校給食無料化など教育条件の整備を進める。自治体独自の給付制奨学金を創設・拡充する。
- ⑥国保料（税）の負担を軽減し、減免制度を拡充する。
- ⑦介護保険料・利用料を減免する。特養ホームなどの介護・福祉の基盤整備を進める。
- ⑧障害者（児）、難病患者の介護・医療にかかる負担を軽減する。
- ⑨生活保護制度の基準を引き上げ、生活困窮者のサポート体制を強化する。
- ⑩地域医療を守るため、公立病院の統廃合や民営化を行わず、自治体直営での充実を図る。医師・看護師を確保し、病床削減や入院患者の追い出しは行わない。
- ⑪保健所をはじめとした地域の公衆衛生行政の充実を図る。

(3) 地域の中小商工業、農林水産業を 支援して良質な雇用をつくる

- ①中小企業振興条例を制定し、すべての中小商工業者を対象にした振興・支援策を進める。
- ②不要不急の大型公共事業をやめ、生活道路や橋梁の整備、学校や公共施設の耐震化・維持補修など、住民の生活に密着した公共事業を進める。
- ③公共事業を地元の中小商工業者に優先して発注する。住宅改修助成制度や小規模工事登録制度の創設・改善を行う。
- ④公契約条例を制定して、住民サービスの向上を図るとともに、公共工事や委託事業、指定管理者制度で働く労働者が生活できる賃金・雇用条件を確保する。ダンピング入札を規制し、適正な最低制限価格を設定するなどして、

地元の受注業者に適正な請負価格を保障する。

- ⑤若者の定住支援のために、仕事と住まいの確保やあっせん紹介などに取り組む。地域の空き家を活用して子育て世代に賃貸し、家賃補助を行う。
- ⑥再生可能エネルギー推進条例を制定し、地元の中小業者、住民が主体となる再生可能エネルギーの開発と普及を促進する。
- ⑦新規の農林業・漁業就労者へ、生活支援金の支給、研修など就労支援を行う。国に「主要農作物種子法」の復活を求めるとともに、自治体で独自に条例を策定する。
- ⑧地域の農林水産物の販売拡大を支援する。直売所の整備、道の駅の活用、都市の事業者、住民との販売契約を促進する。地域の資源・技術を生かした加工と加工品の販売を支援する。地元産の農産物、地元で獲れた魚介類を、地域の小中学校、保育所、病院、老人保健施設などの給食・配食サービスの食材に取り入れる。地元産の木材で、学校や公共施設を建設するとともに、住宅建設を普及する。

(4) 住民に身近な自治体行政を確立し、住民自治・地域コミュニティを充実する

- ①市町村を基礎に、住民に身近な自治体行政を確立する。合併した市町村では、旧市町村単位で支所を設置し、住民サービスの提供、コミュニティへの支援、災害対策などの機能を充実させる。地域自治組織制度などを活用して、合併前の旧市町村を基礎に自治的な機能を充実させる。政令指定都市は、行政区を基礎に、住民に身近な自治機能を充実させる。
- ②都道府県は、市町村への人的・財政的支援、市町村を越える行政課題への対応（高度医療、公衆衛生、公害規制・環境保全、高等学校・大学・研究機関の設置運営）など広域自治体としての機能を充実させる。
- ③一部事務組合や広域連合、連携中枢都市など複数の市町村が連携して事務を行う場合、参加する各市町村の対等性を保障するとともに、事務について住民の意見が反映されるようにする。
- ④自治体が責任を持って実施すべき住民サービスは直営で行うことを基本とする。コスト削減を優先にした民間委託、指定管理者制度などのアウトソーシングは行わない。委託した事業について、自治体が責任を持って実施すべき事業は再直営化する。水道事業の民営化を行わず、直営で充実させる。
- ⑤集落を単位にしたコミュニティ機能を充実させる。公民館など集会所を、住民の自治・文化活動の拠点、災害時の避難場所として、集落単位に設置する。保護者や住民の合意がなく、地域のコミュニティの破壊につながる学校の統廃合は行わない。集落から病院、商業施設、公共施設、小中学校等を結ぶ公共交通を整備する。
- ⑥集落単位で高齢者の生活を支援する集落支援員を配置し、買い物や医療、福祉、教育などの生活に不可欠な最

低条件の整備に努める。集落支援員には、保健師、ケアマネージャー、ホームヘルパー、社会福祉協議会職員、民生委員、行政の地域担当職員などの専門員を置く。

- ⑦自治体や住民自治組織の政策、方針決定、意思決定の場に若者や女性が参加し、意見を反映できるようにする。
- ⑧地方議会の議員定数は、民意が適正に反映されるように定める。民意が議会に反映されなくなる小選挙区は導入しない。

(5) 憲法9条を守りいかし、平和と人権、民主主義を守る

- ①憲法9条を守りいかすために、自治体の平和行政を進める。平和首長会議など国際的な平和の取り組みに積極的に参加する。戦争に協力する業務は一切行わず、憲法9条の改定に反対する。
- ②憲法について住民の中に理解が広がるように、憲法講座の開催、憲法を啓発する広報などを行う。
- ③非核平和宣言をいかし、国に核兵器禁止条約の署名、批准を働きかける。広島・長崎への平和ツアー、被爆パネル展の開催など、被爆の実相を住民に伝える取り組みを進める。
- ④地域における戦争の歴史を発掘、記録し、小中学校における平和教育や平和のための戦争展を開催するなど、戦争の記録や体験を次世代に継承する。
- ⑤憲法や平和、人権などをテーマにした住民の自主的な学習、集会などの取り組みについて、公共施設の提供、後援、共催などで支援する。
- ⑥自衛隊に住民の個人情報を提供しない。自衛隊への勧誘や勧誘への協力は行わない。

(6) 自治体職員が「全体の奉仕者」として、安心して働ける職場をつくる

- ①自治体職員が「全体の奉仕者」の役割を発揮し、住民サービスの業務に安心して専念できる人事行政を行う。
- ②恒常的な住民サービスは、任期の定めのない正規の自治体職員が担うことを基本とする。
- ③長時間労働を是正するために、業務に見合った人員を確保する。自治体職員が健康で安心して働けるように労働安全衛生対策を強化する。
- ④正規職員と同じ仕事をしている臨時・非常勤等の非正規職員は、正規職員との「均等待遇」の視点に立って、賃金・労働条件を改善する。
- ⑤AIの導入については、(i) 住民の基本的な人権を擁護し、住民サービスの向上を図ることを目的とする、(ii) 導入に関わる情報を住民に公開し、導入の是非も含め、住民の合意と納得で決める、(iii) 自治体職員の労働条件の向上を図ることとし、導入の是非や導入の対象とする業務の範囲も含め、労使合意で取り扱う。